

平成 30 年度 強度行動障害支援者養成研修（実践研修）開催要項

1. 目 的

行動障がい有する者のうち、生活環境への著しい不適応行動を頻回に示すいわゆる「強度行動障がい」を有する者に対し、適切な支援計画を作成することが可能な職員の養成を目的とする。

2. 主 催

島根県（実施機関：社会福祉法人島根県社会福祉協議会 島根県福祉人材センター）

3. 期 日

平成 30 年 9 月 11 日（火）～9 月 12 日（水）

4. 会 場

朱鷺会館（〒693-0037 出雲市西新町 2 丁目 2456-4）

5. 受講対象者

強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）を修了した者で、障がい福祉サービス事業所等において、知的障がい、精神障がいのある児者を支援対象にした業務に従事している者、もしくは今後従事する者とする。

※研修は、障がい特性に応じた具体的な支援計画（支援手順書等）を作成するための演習が中心になります。

6. 定 員

60 名（定員超過の場合は調整させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。）

7. 研修内容

別紙「日程表」参照

8. 申込方法・受講決定・受講料

- ① **平成 30 年 7 月 30 日（月）までに**、別紙「受講申込書」によりお申し込みください（FAX 可）。
- ② 申込書とあわせて次の書類を添付してください。
 - 1) 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了証書（写し）
※今年度の「強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）」修了者は修了証書の写しは必要ありません。
 - 2) 添付書類（修了証書）と申込者の氏名が異なる場合、公的証明（戸籍抄本など）を添付してください。
- ③ 受講を決定した場合、「受講決定通知」を送付いたします（8 月下旬発送予定）。
- ④ 受講決定通知にあわせて受講料請求書を送付いたします。期限までに所定の方法により受講料をお振込みください（振込手数料はご負担ください）。
- ⑤ 受講料 ひとり 3,000 円
- ⑥ 決定後の受講取消はご遠慮ください。やむを得ず受講取消をされる場合、9 月 4 日（火）午後 5 時までにご連絡いただいた場合には受講料を返金いたします（手数料は事業所負担）。

9. 修了証書の交付

- ① すべての日程を修了された方には島根県知事名の修了証書が交付されます。

②本研修修了者は「強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）」修了と合わせ「行動援護従業者養成研修」の修了者とみなされます。従って修了証書は「強度行動障害支援者養成研修（実践研修）」と「行動援護従業者養成研修」の2種類を交付します。

③1科目でも、欠席、遅刻、早退等により受講時間数を満たさない場合は、修了証書を交付できません。

また、研修受講態度が著しく不良の場合（注1）等についても修了証書の交付を行わないこともありますので、予めご了承ください。

注1) ①他の受講者、研修会場に迷惑をかける行為

②研修の円滑な実施を妨げる行為（グループワーク等において消極的な態度も含む）

③研修に参加する者として好ましくない行為（携帯電話の使用、ガムを噛む、研修に関係のない行為を行う、居眠り等）

④研修内容を理解していないと判断される場合

10. その他

①昼食は500円（お弁当のみ・税込み）で斡旋します。受付時に業者が弁当券を販売します。

②研修期間中の出席管理に伴い各講義後に出席簿にサインをしていただきます（印鑑は不要）。

③会場は室温調整が十分にできないこともありますので、衣服等で調整できるようにご準備下さい。

④研修中の録音・録画は一切禁止とさせていただきます。

⑤駐車場に限りがございますので、できるかぎり公共交通機関をご利用ください。

⑥地震・台風など、やむを得ない事情により研修会を中止せざるを得ない場合には、受講申込書に記載されたファックス番号あて（勤務先等）に一斉にお知らせするとともに、島根県福祉人材センターホームページにも掲載します。なお、研修当日の急な荒天等、実施の判断がつかない場合は、ホームページをご確認の上、対応してください。

⑦インフルエンザなど受講者の健康状態によっては、研修をご辞退いただく場合があります事を予めご了承ください。

⑧身体に障がいがある等の理由で研修受講に際して配慮が必要な方は、受講申込時にご相談ください。

11. 問合せ先

社会福祉法人島根県社会福祉協議会（島根県福祉人材センター） 担当／西原・江角

〒690-0011 松江市東津田町 1741 番地 3 いきいきプラザ島根 2F

TEL 0852-32-5975 FAX 0852-32-5956 URL <https://www.shimane-fjc.com/>

12. 会場アクセスMAP

朱鷺会館

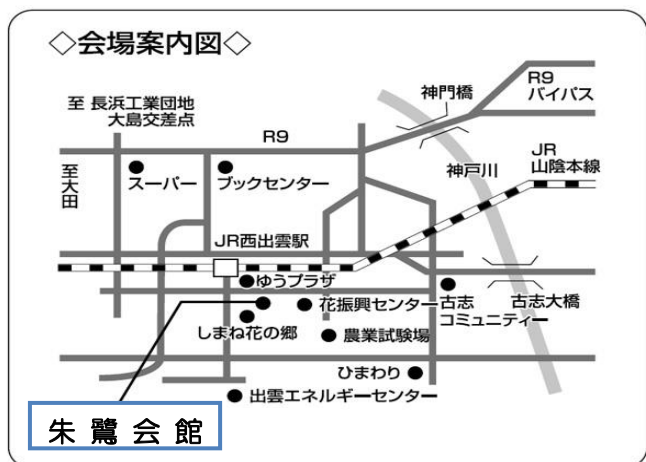
■所在地：出雲市西新町 2 丁目 2456-4

■JR 西出雲駅南口から徒歩 10 分

■JR 西出雲駅の南 500m「しまね花の郷」隣

■お車でお越しの方へ。正面駐車場が満車の場合は、建物裏側の未舗装スペースにご駐車ください。

※しまね花の郷へは駐車しないでください。（夕方施設）



受講者の皆様に関する個人情報、研修の受講名簿・名札の作成、研修テキストや各種資料の送付、履修状況管理、研修終了後の履修証明書の発行等、研修事業関連のみの目的で使用し、他の目的で使用することはありません。その管理については、島根県社会福祉協議会「個人情報保護規程」に基づき適切に行い、無断で第三者に提供することはありません。